

指定訪問介護重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日 現在>

1. 相談窓口

担 当 サービス提供責任者 田島 典子 藤記 和子 首藤 ちあき
電 話 03-5727-1161 (営業日 午前9時～午後5時)

2. 当センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	喜多見ホームヘルパーセンター
所在地	東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
事業所番号	1371203181
サービスを提供する地域	世田谷区、狛江市

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	福祉施設士	1		※1
サービス提供責任者	介護福祉士	3		
	ヘルパー1級			
訪問介護員等	介護福祉士		5	
	(准)看護師			
	ヘルパー1級			
	ヘルパー2級		7	

※1同一敷地内介護福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、通所介護、介護予防通所介護の管理者兼務

(3) 営業日 月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

営業時間 午前9時～午後5時

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○	○

3. サービス内容

(1) サービス範囲

介護保険適用範囲内で実施いたします。

(2) 身体介護

食事介助・排泄介助・オムツ交換・入浴介助・清拭・衣類着脱・足手浴・体位交換・移動介助
洗髪・爪切り・通院介助・口腔洗浄・髭剃等

(3) 生活援助

調理・配膳・食事の片付け・掃除・洗濯・買物等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金の1割または2割です。

① 【 料金表 ―基本料金・昼間― 】

身体介護	負担額	30分未満	30分 ～1時間	1時間 ～1時間30分
	1割	279	442	647
	2割	557	883	1,293
生活援助	負担額	20分 ～45分	45分以上	
	1割	204	251	
	2割	408	502	

- ・ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ・ やむを得ない事情で、利用者の希望、同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ・ 本表は代表的なサービスを記したものです。本表に記載のないサービスについては、当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。
また、提供するサービス内容・時間は、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた内容・時間を基準とします。

②加算料金 単位:円

		1割	2割
初期加算(最初1ヶ月に限り)	ご利用開始月および2ヶ月以上利用がない場合	228	456
緊急時訪問介護加算(1回につき)	緊急時やむを得ない事由の場合	114	228
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の資質の向上支援等	単位数×1000分の182相当単位数	

(2) 交通費

派遣内容に応じて交通費等が実費がかかります。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用の前営業日午前11時までに連絡があった場合	無料
② 利用の前営業日午前11時までに連絡がなかった場合	1,200円

※営業日 月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

営業時間 午前9時～午後5時

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、緊急時の電話等の費用は利用者の負担になります。
- ② 当月サービス利用後、翌月20日までに当月分の請求をいたしますので、請求書通知後10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、自動引落としまたは銀行振込もご利用いただけます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

介護支援専門員(ケアマネ)からサービス利用申込書を頂きます。

その後、当センター職員が利用者の自宅に訪問して打合せさせていただきます。

利用の条件が整った後 契約を締結し、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。電話でお申込ください。

(2) サービスの終了

- ・サービスの終了を希望する日の14日までに文書でお申し出下さい。
- ・利用者が入院もしくは病気等により、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・利用者や利用者の家族などが当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は直ちに契約を終了させていただきます。
- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって直ちににサービスを終了することができます。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援認定(別契約必要)、非該当(自立)と認定された場合。
- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。
- ・利用者が正当な理由なくキャンセルをしばしば繰り返した場合。

6. 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

当センターの訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用者の担当介護支援専門員、関係区市町村ならびに地域の保健、医療および福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問介護員等への研修の実施	○	採用時や施設内研修を実施しています
訪問介護員等への健康診断	○	定期的に年1回行う。

7. 緊急(事故)時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、家族等、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. サービス内容に関する苦情

苦情相談窓口

那須 幸子

電話 03-5727-1161

(受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

- ・ 東京都国民健康保険団体連合会介護相談窓口 電話:03-6238-0177
- ・ 世田谷区の苦情相談窓口
- ・ 世田谷総合支所保健福祉課 電話:03-5432-2885
- ・ 北沢保健福祉センター保健福祉課 電話:03-3323-9905
- ・ 玉川総合支所保健福祉課 電話:03-3702-1796
- ・ 砧総合支所保健福祉課 電話:03-3482-8192
- ・ 烏山総合支所保健福祉課 電話:03-3326-9632

9. 当法人の概要

名 称 社会福祉法人 南山会
代表者役職・氏名 理 事 長 西 牟 田 徳
所在地・電話番号 〒157-0067 東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
電 話 03-5727-1161

定款の目的に定めた事業

- (1) 特別養護老人ホーム 喜多見ホーム
- (2) 老人短期入所事業(喜多見ホーム)
- (3) 喜多見デイサービスセンター
- (4) 喜多見ホームヘルパーセンター

施設・拠点等

介護老人福祉施設	1ヵ所
短期入所生活介護	1ヵ所
介護予防短期入所生活介護	1ヵ所
通所介護	1ヵ所
介護予防通所介護	1ヵ所
訪問介護	1ヵ所
介護予防訪問介護	1ヵ所

説 明 日 令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

法 人 社会福祉法人 南山会
所 在 地 世田谷区喜多見7丁目20番26号
事 業 者 喜多見ホームヘルパーセンター
事業者番号 1371203181
サ ー ビ ス 訪問介護
説 明 者 サービス提供責任者
氏 名 _____ (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

(代理人または立会人等)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)